

2

## 償還免除の方へ

あなたが借りた特例貸付(緊急小口資金、総合支援資金初回)は、令和5(2023)年から償還(返済)がはじまります。

ただし、国が決めた要件にあてはまる場合は、「償還免除」となり、償還(返済)いただく必要がなくなります。この書類をよく読んで、必要な手続きをおこなってください。

### 1 償還免除の手続きについて

償還免除は、国の決まりにより、借りた資金の種類ごとに別々の年に手続きが必要です。

令和4(2022)年度に償還免除の手続きができるのは、「緊急小口資金」と「総合支援資金」の「初回」(1~3か月目の借入)分です。総合支援資金の延長は令和5(2023)年度、再貸付は令和6(2024)年度に手続きをしていただきますので、当該年度に郵送で案内をお送りします。

### 2 令和4(2022)年に償還免除になる要件について

国の決まりにより、令和3(2021)年度または、令和4(2022)年度に、「あなた(借りた人)」と「あなたの世帯の世帯主」が両方とも「住民税均等割・所得割どちらもが非課税」であれば、償還免除の対象となります。

### 3 償還免除の申請方法 - 償還免除の要件があてはまる方の手続き方法 -

- 申請期間 令和4(2022)年12月15日(木)【当日消印有効】
- 申請先 滋賀県社会福祉協議会 特例貸付事務センター
- 必要書類 必ず次の3種類の書類を提出してください。  
書類不備や申請書の記入漏れがある場合は再提出が必要です。  
償還免除申請書の書き方は、右側のQRコードから動画をご覧ください。

必要書類に関する動画はコチラから!



#### 【重要】 提出する書類

1	令和4年6月に送付済の「緊急小口等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書」	
2	世帯全員の住民票 ※「世帯全員の住民票と相違ないことを証明します」と記載のあるもの(世帯主の記載がある発行3か月以内のもの/発行手数料は申請者負担です)	
3	非課税証明(あなたと世帯主分/あなたが世帯主の場合はあなたの分のみ)	

※1.令和4年6月に送付済の「緊急小口等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書」がお手元ない方はご連絡ください。

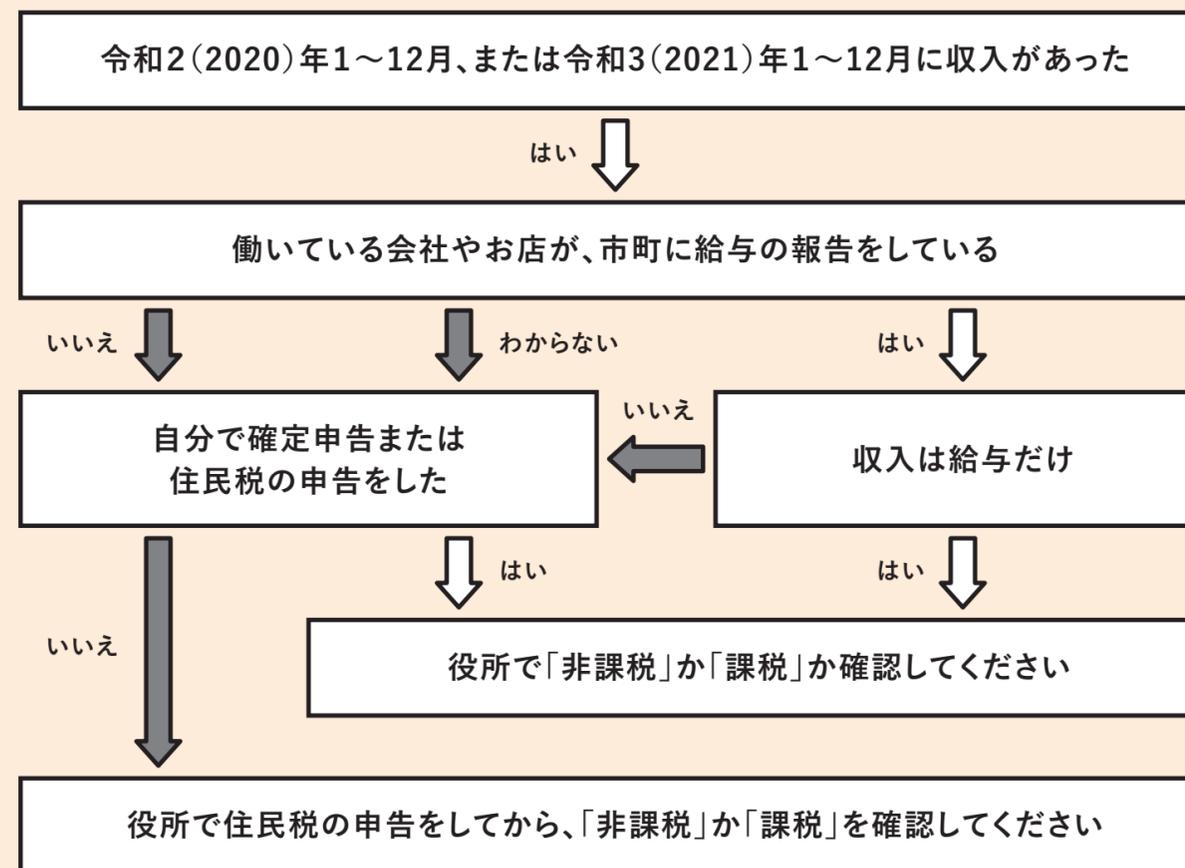
※所得を申告されていない非課税証明書については無効となります。

## 住民税非課税について確認したい方へ

### 住民税について確認する方法

あなたの状況を、「はい」「いいえ」「わからない」でお答えください。

※収入が年金だけの場合、役所で「非課税」か「課税」か確認をしてください。



#### 非課税だった

「あなた」、またはあなたが世帯主ではない場合は、所得を申告したうえで「あなた」と「世帯主」の非課税証明書を取得してください。

非課税証明書は、令和3(2021)年1月に住民票があった市町の役所で取得することができます。  
**わからないときは、市町役所の税務課にお尋ねください。**

※社会福祉協議会では、あなたや世帯主が非課税かどうかや非課税証明のために必要な書類の詳細は分かりません。

#### 課税だった

償還(返済)が必要です。1 青色の「償還の方へ」の手続きへ

## 生活のお困り事をご相談いただける窓口を 県内各市町に設置しています。

失業・離職や収入減少により  
家賃が支払えない

収入や貯蓄が少なく  
生活に困っている

長らく社会との接点がないが  
働き始めたい

公共料金の滞納や  
債務を抱えている

このようなお困り事は、  
ございませんか？

就職を目指して求職活動を  
しているが上手くいかない

生活の困り事をどこに  
相談してよいか分からない



### 各市町の相談窓口

各市町の相談窓口			高島市	つながり応援 センターよろず	0740-25-5750
大津市	大津市社会福祉協議会 自立支援課	077-526-5754		くらし連携支援室	0740-25-8120
彦根市	社会福祉課	0749-23-9590	東近江市	健康福祉政策課	0748-24-5512
長浜市	社会福祉課	0749-65-6536	米原市	福祉政策課	0749-53-5120
近江八幡市	福祉暮らし仕事 相談室	0748-36-5583	日野町	社会福祉協議会	0748-52-1219
草津市	人とくらしの サポートセンター	077-561-6927	竜王町	社会福祉協議会	0748-58-1475
守山市	生活支援相談課	077-582-1161	愛荘町	社会福祉協議会	0749-42-7170
栗東市	社会福祉課	077-551-0118	豊郷町	社会福祉協議会	0749-35-8060
甲賀市	生活支援課	0748-69-2158	甲良町	社会福祉協議会	0749-38-4667
湖南市	福祉政策課	0748-71-2370	多賀町	社会福祉協議会	0749-48-8127
野洲市	市民生活相談課	077-587-6063	☎ こちらの窓口へご相談ください。		

## 生活にお困りの方にご利用いただける支援メニュー

こちらでご紹介する支援メニューは「生活困窮者自立支援制度」の事業です。

### 自立相談支援事業

各市町の相談支援員がお困り事をお伺いし、お困り事に応じて個別の支援計画を作成し、継続的な関わりを行います。また、就職のための相談支援なども行っています。※各市町の相談窓口は、表面に掲載しています。



### 住居確保給付金

離職や廃業、休業等に伴う収入減少により経済的に困窮し、住居を失った方または失うおそれがある場合に、家賃相当額の支給を行います。



支給期間：3月（最大9月まで延長可能）  
（本給付金受給期間に所要の求職活動等を行うことが支給条件になります。）  
※住居確保給付金の受給にあたっては収入要件・資産要件等があります。

### 就労準備支援事業

就職経験がない方や長期間にわたり就労から離れており、すぐに一般就労が難しい方の、就労に向けた準備の支援を行います。日常生活、社会生活、就労の3つの自立段階を想定し、段階的に自立に向けた支援を行います。



### 家計改善支援事業



家計のやり繰りが上手くいかない、税や公共料金の滞納がある、債務等を抱えているなどのご相談に対して、滞納・債務の解消や、ご自身で家計維持ができることを目指したサポートを行います。

### 一時生活支援事業

不安定な居住形態（住居をもたない方/ネットカフェ宿泊を続けている等）の方に、緊急的に一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。その後の生活に向けて、就労支援などのサポートも行います。※自治体によって実施・未実施があります。

### 子どもの学習・生活支援事業

お子さんの学習支援をはじめ、居場所づくりや進学に関する支援、また、保護者の方に対する進学についての助言などを行います。

※ご相談内容によって、その他ご利用いただける支援制度や支援機関をご紹介します。

制度の案内等は滋賀県ホームページでもご覧いただけます。

（右記のQRコード/下記のURLから）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/chiiki/311432.html>



### 生活保護

生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

大津市生活福祉課	077-528-2743	栗東市社会福祉課	077-551-0490	米原市社会福祉課	0749-53-5123
彦根市社会福祉課	0749-23-9590	甲賀市生活支援課	0748-69-2160	東近江健康福祉事務所 (日野町、竜王町)	0748-22-1254
長浜市社会福祉課	0749-65-6519	野洲市社会福祉課	077-587-6024	湖東健康福祉事務所 (愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町)	0749-21-0282
近江八幡市援護課	0748-36-5508	湖南市社会福祉課	0748-71-2327		
草津市生活支援課	077-561-2361	高島市社会福祉課	0740-25-8120		
守山市健康福祉政策課	077-582-1123	東近江市生活福祉課	0748-24-5644		